

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【富士見町】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容（A）	届出受領証等の提示（B）		問合せ先（C）		備 考（D）
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	子ども課幼児保育係	0266-62-9237	パートナーの有無が入園にあたり影響を及ぼしません。
罹災証明の代理申請（委任状を省略）	○		財務課資産税係	0266-62-9124（直通）	
保育所・学童保育所への送迎		○	子ども課幼児保育係	0266-62-9237	保護者から送迎者であることを伝えていただく必要があります。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	財務課収納係	0266-62-9123	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	住民福祉課介護高齢者係	0266-62-9133	
D V相談窓口の利用		○	こども家庭センター（子ども・家庭相談係）	0266-62-9233	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等		○	総務課庶務人事係	0266-62-9322	町職員が対象です。 長野県パートナーシップ届出制度への届出が必要です。